

SGEC 附属文書

2-10-6 2017

理事会

2017. 1. 1

グループ森林管理認証

序論

本文書は SGEC 附属文書 2-4「グループ森林管理認証の要件」の要求事項を満たす複数の加盟者を有するグループ森林管理を認証する認証機関に対する要求事項を定める。

1 適用範囲

グループ森林管理認証を行う認証機関に対する要求事項については、SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」において規定するほか本文書の定めるところによる。

2 認証機関に関する適格性基準

認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、本文書とSGEC附属文書2-4 が規定する適格基準に関する情報を申請者に提供しなければならない。また、万が一グループ森林管理認証に関する適格基準が満たされない場合は、評価を継続することができない。評価のプロセスを開始する前に、認証機関はこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを申請者に伝えなければならない。

2-1 契約書のレビュー

2-1-1 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる加盟者の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、及びSGEC附属文書2-10「II.3.3」規定するサンプリング（以下同じ）のレベルを決定する根拠としての加盟者間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。

2-1-2 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手方である申請者のグループ主体の機能を確認しなければならない。契約の合意は、認証機関による申請者のすべての加盟者における認証活動を可能とするものでなければならない。

2-1-3 認証機関は、「2-1-1」及び「2-1-2」が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。

2-2 審査

2-2-1 認証機関は、グループ森林管理認証の審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含む審査手順について、認証機関は、森林管理認証の要求事項が実際に全加盟者にわたって適用され、また、SGEC附属文書2-4を含む森林管理認証規格のすべての基準が遵守されていることを確認する方法を確立しなければならない。

2-2-2 評価・監査に複数の審査チームが関与する場合においては、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

2-3 不適合

2-3-1 グループ森林管理認証の申請者の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかの加盟者における不適合が発見された場合は、その他の加盟者が受ける影響について判断するための調査を実行しなければならない。それ故、認証機関は、当該不適合がすべての加盟者に影響し当該申請人の森林管理の全般的な不具合をもたらすものであるかどうかを判断するために、申請者に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もし、当該不適合が申請者の加盟者全般の不具合をもたらすものであると判断された場合は、是正行為がグループ主体及び個々の加盟者においても実行されなければならない。万一、そうではないと判断された場合は、申請者は認証機関に対しそのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。

2-3-2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。

2-3-3 決定のプロセスにおいていずれかの加盟者に不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、グループ森林管理申請者全体に対する認証を授与することができない。

2-3-4 申請者の単一の加盟者における不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、当該申請者が認証プロセスの期間中に問題を有する加盟者を認証の対象から除外することを要求した場合、これを認めることはできない。

2-4 認証書

2-4-1 認証書は申請者のグループ主体の名称と住所宛てに1通発行しなければならない。認証書に関連するすべての加盟者のリストは、認証書上、関係附属書又は認証書上に言及するその他の形式に基づき作成されなければならない。

2-4-2 子（支）認証書（sub-certificate）は、加盟者毎に発行することが可能である。

2-4-3 グループ主体又は加盟者が認証書の維持に必要な規格を満たさない場合、当該認証書は全体的に無効となる。（前記2-2 項を参照）

2-4-4 加盟者のリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、グループ主体に対し、加盟者の新規加入、脱退及び管理形態の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。

2-4-5 監査又は再評価の結果として既存の認証書に加盟者を追加することは可能である。認証機関は新しい加盟者の追加に関する手順を有していなければならない。

3 審査時間

3-1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、グループ森林管理の審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

3-2 初回審査、定期審査及び更新審査の一環として加盟者ごとに費やす最低限の審査時間は、SGEC附属文書2-10「II. 3. 2. 2」項の定める初回審査と同様である。森林管理認証規格の要求事項のうち、グループ主体でのみ審査される項目で加盟者に関連しないものを考慮して省略することは可能である。

3-3 グループ主体については、審査される項目を省略することは許容されない。

附則

この文書は、2017年1月1日から施行する。

但し、2017年4月1日までは移行期間とすることが出来る。